

## 徳島県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）策定業務仕様書

### 1 業務の名称

徳島県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）策定業務

### 2 目的

徳島県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）における平成30年に策定した「広域連合第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）」（以下、「第2期データヘルス計画」という。）の成果を基に、令和6年度～令和11年度（6年間）を計画期間とし、中間見直しを3年毎に行う「広域連合第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」（以下、「第3期データヘルス計画」という。）を策定するものである。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和6年2月9日まで

### 4 業務の内容

#### (1) 提供されたレセプト等データを用いたデータヘルス計画の検証

広域連合から提供するデータ等（以下、「レセプト等データ」という。）を用いて、第2期データヘルス計画の検証を行う。

##### ア レセプトデータ

医科・調剤のレセ電コード情報ファイルCSV データ

平成30年4月診療分～令和5年3月診療分（5年間分）

- ・医科・・・[21\_RECODEINFO\_MED.CSV]
- ・DPC・・・[22\_RECODEINFO\_DPC.CSV]
- ・調剤・・・[24\_RECODEINFO\_PHA.CSV]

##### イ 後期高齢者医療健康診査データ

平成30年度～令和4年度分（5年間分）

- ・健診受診者CSVファイル・・・「FKAC131」
- ・健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル・・・「FKAC163」
- ・健診結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル・・・「FKAC164」

##### ウ 被保険者データCSV データ

広域連合電算処理システム 被保険者マスタ情報

##### エ 国保データベース（KDB）システム出力帳票

平成30年度～令和4年度分（5年間分）

- ・地域の全体像の把握.csv
- ・健診・医療・介護データからみる地域の健康課題.csv
- ・人口及び被保険者の状況\_1.csv
- ・人口及び被保険者の状況\_2.csv
- ・健診の状況.csv

##### オ 行政区コード一覧

カ 第3期データヘルス計画作成に伴い、新たな分析が必要と認められる事項について、広域連合がデータの提供が可能なものについては、広域連合から受託者にデータ提供することとす

る。

キ その他

上記に定めのない事項やデータの詳細なレイアウト等に関しては広域連合、受託者双方協議の上、必要なデータを提供することとする。

(2) 第3期データヘルス計画策定に向けた精度の高いデータベースの作成

広域連合の医科及び調剤レセプトをデータ化し、健康診査データと突合させて、次の条件を全て満たした診療データベース（以下、「データベース」という。）を構築する。

- ア 傷病名や薬剤（禁忌情報を含めた薬剤データベース）、診療行為をマスタ情報として整備し、月1回以上の頻度でメンテナンスする体制を受託者において構築し、契約期間におけるデータベースを常に最新情報に更新された状態に維持すること。
- イ 最新情報に更新されたマスタ情報を基にデータベースの構築を行うこと。
- ウ レセプトに記載された全ての傷病名と診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料等）を正しく結び付け、レセプトに複数の傷病名が存在する場合は、傷病名ごとの医療費の算出が可能なデータベースとすること。実際には治療されていない傷病名に医療費が集計されることのないようにすること。または、傷病名ごとの医療費分配が可能であればKDBシステムと同様の主病名分解法（PDM法）などの手段を用いても問題ない。
- エ レセプトに記載されている未コード化傷病名（傷病名マスタに収載されていない病名）を可能な限りコード化したデータベースにすること。
- オ データベース構築に係る技術は、第三者の権利を侵害しない、また侵害する恐れのない方法によるものとし、本業務が途中で停滞することがないように細心の注意を払うこと。
- カ データベースが仕様書に準拠して構築されているか検証することを目的として、広域連合が開示を求めた場合に、受託者は提供できるよう努めること。

(3) 第3期データヘルス計画の基礎となる現状分析

4 (2)のデータベースを用いて、第3期データヘルス計画作成の基礎となる情報を把握するために、医療費の全体像、及び医療費の負担が大きい疾患を明確にするとともに、費用対効果に応じた保健事業対象者グループの優先順位付けを行い、保健事業対象者を抽出すること。

ア 基礎統計

被保険者数、レセプト件数、医療費、患者数等の広域連合における医療費の全体像を明確にする。

イ 高額なレセプトの疾病傾向分析

医療費が高額化している疾病のうち予防可能な疾病を特定するため、高額なレセプトに着目し要因となる主要疾病を分析すること。

ウ 疾病別医療費統計

厚生労働省が定める疾病分類表「大分類・中分類（121 分類）」ごとの医療費・レセプト件数・患者数の統計資料を作成し、医療費の全体像と疾患構成を明確にする。

エ 健康診査データ及びレセプトデータによる保健指導対象者群分析

健康診査データとレセプトデータを組み合わせ、健康診査データの有無や健診異常値の有無、健診異常値に対する疾病での医療機関受診の有無、生活習慣病に係るレセプトの有無を判定し、被保険者のグループ化を行い分析すること。またそれぞれのグループの一人当たりの医療費、人数を算出すること。

オ 生活習慣病治療中断者に係る分析

過去に生活習慣病の治療を受けていたが、一定期間、医療機関受診が確認できない治療中断者について、保健事業対象者抽出を行う。

カ 糖尿病性腎症重症化予防に係る分析

人工透析患者については、血液透析だけではなく、腹膜透析も含めた分析による医療費、人数を算出すること。また、糖尿病患者については、腎症の悪化等重症化を阻止・遅延させることを目的とし、糖尿病の病期階層化を行うとともに、費用対効果の高い層から順に保健指導対象者を層別化すること。また、糖尿病の病期階層化は、対象を特定健康診査の検査結果のある被保険者だけに限定せず、より多くの被保険者を対象とするために、レセプトを分析し、傷病名や診療行為・投薬の状況から判断して行うことで、特定健康診査の未受診者からも対象者を抽出すること。

キ 適正受診・適正服薬を促す保健事業に係る分析

重複・頻回受診者、重複服薬者等について、その要因となる疾病や薬剤、患者数を分析すること。また、保健事業の効果的な実施のために、対象者を抽出すること。

ク 後発医薬品（以下、「ジェネリック医薬品」という。）の使用促進のための普及・啓発に係る分析

分析対象期間の月ごとの普及率を金額ベース及び数量ベースで算出すること。また、ジェネリック医薬品普及促進保険者支援事業における差額通知書等作成業務の効果に係る分析を行うこと。

ケ 薬剤併用禁忌に係る分析

薬剤併用禁忌の発生状況を明らかにし、薬剤併用禁忌に該当する対象者を抽出する。

コ 高齢者の特性を踏まえた保健事業を推進する分析・フレイル予防に対する分析

(ア) 服薬情報の分析

フレイル予防に直結する多剤の状況を分析する。病気の重篤化、ふらつき・転倒・物忘れを誘発する副作用がある薬剤を確認し指導対象者を抽出する。

(イ) ロコモティブシンドローム分析

介護が必要となる主な原因の運動機能低下を防ぐため、関連する筋骨格系医療費を分析し対象者を特定する。

(4) データヘルス計画書（第3期）の作成

4 (2)のデータベース及び4 (3)の現状分析結果を用いて、「高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引きについて」（令和5年3月30日付け厚生労働省保健局高齢者医療課発の事務連絡）に記載された内容に沿って策定すること。また、計画の策定に当たっては、広域連合と会議を定期的に行う等、考え方に齟齬がないよう努めること。なお、4 (3)の現状分析結果に基づいて広域連合の課題把握と取り組むべき保健事業等を検討したうえで、以下の項目について、広域連合と協議し作成する。

ア 計画の基本的事項

(ア) 背景・目的

(イ) 計画の位置付け

(ウ) 関係者が果たすべき役割

- a 実施主体・関係部局の役割
- b 外部有識者等の役割
- c 被保険者の役割
- イ 記載すべき事項
  - (ア) 基本的事項
    - a 計画の目的
    - b 計画期間
    - c 実施体制・関係者連携
  - (イ) 現状の整理
    - a 保険者等の特性
    - b 第2期データヘルス計画の考察
    - c これまで実施してきた保健事業の考察
  - (ロ) 健康・医療情報等の分析・分析結果に基づく健康課題の抽出
  - (ハ) 目標（目標の数値については、「健康日本21」や「健康徳島21」等の各種計画に基づく数値を参考とすること。）
  - (ニ) 保健事業の実施内容
  - (ホ) 計画の評価・見直し
    - a 評価方法・時期
    - b 計画の見直し
  - (ヘ) 計画の公表・周知
  - (ト) 個人情報の取扱い
  - (チ) 地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項

## 5 セキュリティ体制

データベースの構築等を行う作業所のセキュリティ対策については、次のとおりである。受託者は個人情報の取扱いには細心の注意を払うこと。

- (1) 作業所の分割  
データ入力を行う場所、リストアップを行う場所等、作業を行う場所を分けて管理すること。
- (2) 入退管理の徹底  
各作業所への入室には、指紋認証などの入室制限を行い、登録者だけが作業できること。
- (3) データ持ち出しの禁止  
スマートフォン、携帯電話等の私物の持ち込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること。
- (4) データ保管場所の施錠  
受領したデータは、保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること。
- (5) データの複製の作成及び転送の禁止  
本業務以外の目的でデータの複製を行わないこと。また、電子メール及びファクシミリによる、データの転送は一切行わないこと。
- (6) データの削除  
本業務終了後、受託者側に残存するデータは全て削除すること。

## (7) その他

広域連合は必要があると認めるときは、受託者の業務処理状況について立入検査を実施する。

## 6 個人情報の保護

- (1) 受託者は個人情報の適切な取り扱いに関し、第三者認証の「プライバシーマーク」を取得していること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報の適正な取扱いを遵守すること。
- (3) データ等の搬送に当たっては、受託者においてセキュリティ及びデータ保護の対策を講じること。
- (4) 個人情報の漏洩・改ざん・滅失及び棄損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることとし、個人情報の漏洩等が発生した場合は、直ちに漏洩等を防止する措置を講じるとともに、直ちに書面で状況を報告し、広域連合の指示を受けること。
- (5) 当該業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を、第三者へ提供・引渡し、又は不当な目的に使用してはならない。また、履行期間終了後及び退職後も同様とする。

## 7 計画の最終案作成期限

計画の最終案は、令和6年1月26日までに納品し、最終案で内容の変更があった場合は、納品期限までに修正し、成果品として納品すること。

## 8 成果品の納品

### 第3期データヘルス計画

A4版カラー刷りで印刷製本されたもの（5部）、及び電子データ（PowerPoint形式及びExcel形式）、計画作成及び調査・分析の過程で得られた統計結果の電子データ（Excel形式）

## 9 成果品の納品期限

令和6年2月9日

## 10 成果品の利用及び著作権

- (1) 受託者は広域連合に対し、本業務の成果品に関するすべての著作権【著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案件等）及び28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定める権利を含む】を譲渡するものとする。（イラスト等含む。）ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。
- (2) 広域連合は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作者人格権を凝視しないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 11 留意事項

- (1) 業務の履行にあたって、広域連合又は被保険者に損害が生じたときは、受託者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、受託者が損害賠償責任を負うものとする。ただし、広域連合の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りではない。

- (2) 受託者は、委託業務実施中における緊急事態が生じた場合又は生じる恐れがあることを知った場合については、速やかに広域連合に報告するものとする。また委託業務実施中に発生した事故等については、広域連合側で公表することとする。
- (3) その他仕様に定めのない事項及び疑義が生じたときは、事前に広域連合と受託者が協議して決定するものとする。また、契約後委託作業内容を変更する必要がある場合、受託者は協議に応じなければならないものとし、必要があれば変更契約をするものとする。

## 1 2 その他

- (1) 契約期間中、毎月 1 回程度広域連合が指定する場所にて協議を行うこと。
- (2) 広域連合の要望に基づく、本仕様書に明示されていない業務については、広域連合、委託事業者協議の上、取り決める。